



平成 23 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社インターアクション
 代表者名 代表取締役社長 木地 英雄
 (コード番号 7725 東証マザーズ)
 問合せ先 常 務 取 締 役 中瀧 明男
 電話番号 045-788-8373
 U R L <http://www.inter-action.co.jp>

自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己新株予約権（平成 21 年 11 月 6 日に発行され、平成 22 年 1 月 7 日に当社が取得し保有している第 5 回新株予約権、以下、「本新株予約権」といいます。）の処分について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

<第 5 回新株予約権（本新株予約権）>

今回の自己新株予約権の処分は、第 1 回の処分において 20 個、第 2 回以降の処分において 480 個、合計 500 個を予定しておりますが、第 2 回以降の処分については、処分先による買取期日及び買い取られる新株予約権数によっては、本新株予約権の行使期間が終了する平成 23 年 11 月 5 日までに一部又は全部の買取がなされない場合があります。

処分の回数が複数回に分かれている理由は、処分価額が新株予約権 1 個当たり 80,000 円と高く、処分先が払い込む処分価額の合計が 40 百万円と多額になるため、処分先における資金負担及び投資リスクの考慮から、1 回あたりの処分価額を少額にするため処分先より複数回での処分を要請され、当社が受け容れたものであります。

(1) 第 1 回の処分

①	処分期日	平成 23 年 9 月 9 日
②	処分新株予約権数	20 個
③	処分価額	総額 1,600,000 円（新株予約権 1 個につき 80,000 円）
④	当該処分による 潜在株式数	400 株
⑤	資金調達の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の額）	資金調達の額 11,212,000 円 （内訳）新株予約権処分価額分： 1,600,000 円 新株予約権行使価額分： 9,612,000 円 （発行諸費用概算額控除後の差引手取概算額： 6,212,000 円）
⑥	行使価額	24,030 円

⑦	行使期間	平成 23 年 9 月 9 日から平成 23 年 11 月 5 日まで (本新株予約権発行時の当初の行使期間： 平成 21 年 11 月 6 日から平成 23 年 11 月 5 日まで)
⑧	募集又は処分方法 (処分先含む。)	マッコーリー・バンク・リミテッド (以下「マッコーリー銀行」といいます。) を処分先とする第三者割当方式
⑨	その他処分自己新株予約権に関して投資判断上重要又は必要な事項	i) 新株予約権の取得 当社は、20 取引日前までの事前通知により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、1 個につき 1 個当たりの当初発行価額である 2,319 円で取得することができます。 ii) 株式の貸借 当社の特別利害関係者 (企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 項第 31 号イに定義されます。) と処分先との間で株式貸借契約はありません。 iii) 処分後の自己新株予約権 今回の処分新株予約権数 20 個 (400 株) 処分後の当社が所有する自己新株予約権数 1,435 個 (28,700 株)

(2) 第 2 回以降の処分

第 2 回以降の処分において、処分先は、本新株予約権 480 個を対象として、先行する回の処分により買い取られた本新株予約権の最後の行使日から 10 取引日後の日まで (買取期間) のいずれかの日において、1 回又は複数回に分割して、10 個以上 (残数が 10 個未満の場合はその残数全て) の本新株予約権を 1 個当たり 80,000 円の価額で買取数の累計が 480 個となるまで買い取るものとします。なお、複数回に分割して処分先が買い取る場合には、各回の買取が 10 個以上であるため、買取回数が多くなるとともに、各回における買取期日と買い取る新株予約権数によっては、本新株予約権の行使期間が終了する平成 23 年 11 月 5 日までに買取数の累計が 480 個に達しない可能性があります。

また、各回の買取以前の 10 取引日のいずれかの日において、当社株式の安値が 29,000 円を下回った場合又は 1 日当たりの売買代金が 3,500 万円を下回った場合には、処分先の買取義務は停止します。停止した義務は、停止日以後の 10 取引日連続して、当社株式の安値がすべて 29,000 円以上であり、かつ、当社株式の 1 日当たりの売買代金がすべて 3,500 万円以上であることを条件に復活するものとし、この場合、買取義務が復活した日から 10 取引日後の日までを買取期間とします。よって、当社株式の株価又は売買代金が低い水準で推移した場合には、処分先の買取義務が停止し、かつ、停止した買取義務が復活しないことにより、処分先による買取が行なわれない可能性があります。なお、処分決議日前日 (平成 23 年 9 月 8 日) において 1 日当たりの売買代金が 2,856 万円となり、3,500 万円を下回っております。このため、第 2 回以降の買取義務については、現時点で停止しております。

なお、処分先は、買取義務が停止している間も、その裁量によって、本新株予約権の買取を行うことができます。

①	処分期日	先行する回で処分された本新株予約権の最後の行使日から 10 取引日以内とする。
②	処分新株予約権数	各回 10 個以上（残数が 10 個未満の場合はその残数全て）とし、合計 480 個。
③	処分価額	各回 800,000 円以上（残数が 10 個未満の場合はその残数に 1 個当たりの処分価額を乗じた金額）、合計 38,400,000 円（新株予約権 1 個につき 80,000 円）
④	当該処分による潜在株式数	各回 200 株以上（残数が 10 個未満の場合はその残数に 1 個当たり 20 株を乗じた株数）、合計 9,600 株
⑤	資金調達の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の額）	資金調達の額 269,088,000 円 （内訳）新株予約権処分価額分： 38,400,000 円 新株予約権行使価額分： 230,688,000 円 （発行諸費用概算額控除後の差引手取概算額：257,088,000 円）
⑥	行使価額	24,030 円
⑦	行使期間	先行する回で処分された本新株予約権の最後の行使日から 10 取引日以内の日から平成 23 年 11 月 5 日まで （本新株予約権発行時の当初の行使期間： 平成 21 年 11 月 6 日から平成 23 年 11 月 5 日まで）
⑧	募集又は処分方法 （処分先含む。）	マッコーリー銀行を処分先とする第三者割当方式
⑨	その他処分自己新株予約権に関して投資判断上重要又は必要な事項	i) 新株予約権の取得 当社は、20 取引日前までの事前通知により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、1 個につき 1 個当たりの当初発行価額である 2,319 円で取得することができます。 ii) 株式の貸借 当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 項第 31 号イに定義されます。）と処分先との間で株式貸借契約はありません。 iii) 処分後の自己新株予約権 今回の処分新株予約権数 480 個（9,600 株） 処分後の当社が所有する自己新株予約権数 955 個（19,100 株）

以上に掲げる第 2 回以降の処分に関する項目については、処分期日及び各回における処分新株予約権数など、現時点で具体的な内容が確定していないため、当社は、処分を行った場合、具体的な内容が確定した時点で、適宜お知らせいたします。

2. 処分の目的及び理由

(1) 本新株予約権の処分の目的及び理由

① 本新株予約権の処分の目的

当社グループの事業内容及び戦略を理解する投資者より、当社グループが中長期事業戦略実現のために行うソーラーファーム事業の実証実験以降の他地域への展開のために必要な資金を調達することを目的としております。

<中長期事業戦略の骨子>

当社グループは、平成 21 年 5 月期決算説明会において中長期事業戦略を公表いたしました。その骨子は次の通りであります。収益体質を構築するため、既存事業である光源ビジネスにおいては確実な売上を確保しつつ、組織体制の合理化と営業体制の強化を進め、新規事業の早期確立を図ることを目指しております。

<中長期事業戦略の進捗状況>

平成 21 年 5 月期決算説明会において公表した中長期事業戦略について、当社グループは、その骨子については変更しておりませんが、その後の中長期事業戦略の具体的な進捗状況は以下の通りであります。

既存事業である光源ビジネスにおいては、確実な売上を確保するため、メンテナンスサービスの取り込みや、光源装置本体の受注の獲得に努めております。組織体制の合理化については、平成 21 年 5 月期末時点における従業員数 37 名、臨時雇用者数 13 名、合計 50 名の体制から、平成 23 年 5 月末時点における従業員数 31 名、臨時雇用者数 8 名、合計 39 名の体制までスリム化を図っております。一方で、重点分野へは要員の配置替えを進め、営業体制の強化に努めました。

こうした取り組みの成果として、平成 23 年 4 月に国内外の大手半導体メーカーから 2 億 4 千万円の大口受注を獲得し、平成 24 年 5 月期第 2 四半期での売上計上を予定しております。

新規事業の早期確立のため、太陽光発電関連製品については、連結子会社である株式会社 B I J を中心に、販売チャネルの拡大による売上高貢献の実現に努めております。平成 21 年 5 月末時点において 8 社であった国内代理店は、平成 23 年 5 月末時点においては 22 社まで拡大しております。連結子会社である西安朝陽光伏科技有限公司は、韓国の有力な半導体製造装置関連企業である W O O I L 社が設置するデモラインに太陽電池用シミュレーターを販売いたしました。当社では、フィジー諸島共和国をはじめとする大洋州諸島地域でのクリーンエネルギー事業への展開協力を推進しております。

平成 23 年 4 月、当社グループは、これまでに蓄積した経験や知見を有効に活用するため、自ら事業者として太陽光発電事業に関わり、その有効性を実証する取り組みを行うこととし、ソーラーファーム事業を開始することを決定いたしました。平成 23 年 5 月には、その実行体制を明確にするため、子会社設立を決定し、平成 23 年 6 月 9 日付けで「おひさま農場株式会社」を設立いたしました。

ソーラーファーム事業の展開に当たっては、実証実験を行った上で、他地域への展開を進めていくことを予定しております。このたび山梨県北杜市及び静岡県牧之原市にて 5 ヶ所の用地を選定し、平成 23 年 7 月下旬から順次実証実験を開始しております。他地域へ

の展開については、資金確保を前提に、広く日本国内に適地を求め、事業拡大の機会を探ってまいります。

＜資金繰の状況＞

直接金融に関して、当社は、財務基盤の強化と健全化のため、平成 21 年 10 月 21 日開催の取締役会決議に基づき第三者割当による新株予約権を発行し、その一部行使により平成 23 年 5 月末までに株主資本が 301 百万円増加いたしました。これによって獲得された資金については、平成 22 年 5 月 27 日付け「自己新株予約権の処分に関するお知らせ」にて開示した資金使途に充当しているところであります。

間接金融に関しては、取引先金融機関に対して、今後の事業展開の理解を得るとともに、利益計画等の内容の進捗状況を説明し、全取引銀行との間で借入金の一部の返済期限を延長する条件変更契約若しくは借換えの手続きを進めております。

現在、新たに開始を決定したソーラーファーム事業については、実証実験までは自己資金より支出するものの、実証実験以降の他地域への展開に必要な資金の獲得については、間接金融、直接金融の両面から最適な資金調達の実現に努めてまいります。

② 本自己新株予約権の処分の理由（処分に至る経緯）

当社は、平成 21 年 10 月 21 日に、適時に資金を確保し中長期事業戦略実現のスピードアップを図ることで、太陽電池関連産業の世界的な拡大の流れにキャッチアップするとともに、経営成績及び財政状態を改善し株主共同の利益を図ることを目的として、第三者割当による第 5 回新株予約権（本新株予約権）及び第 6 回新株予約権の発行及び割当先とのコミットメント条項付き第三者割当契約の締結について決議し、平成 21 年 11 月 6 日（以下「割当日」といいます。）に、各割当先より発行価額の総額の払込があり、本新株予約権及び第 6 回新株予約権を発行いたしました。

その後、割当日以降当社株価が概ね当該新株予約権の行使価額を下回って推移したことなどから、本新株予約権及び第 6 回新株予約権の権利行使がなく、当初想定していた適時の資金確保が期待できない状況となりました。

このような状況から、当社は、資金調達策を再検討し、平成 22 年 1 月 7 日（以下「取得日」といいます。）をもって残存する本新株予約権の全部を、取得条項に基づき発行価額と同額で取得することとし、消却又は処分するまでの間、自己新株予約権として保有することを平成 21 年 12 月 4 日の取締役会において決議いたしました（本新株予約権の取得）。

その後、当社は、保有する自己新株予約権について、当社グループの事業内容及び戦略を理解する投資者より、当社グループの中長期事業戦略実現に向けた組織の構築や提携先からの製品購入のための資金を調達することを目的に、平成 22 年 5 月 27 日に本新株予約権のうち 624 個（12,480 株）を処分することといたしました（前回の本新株予約権の処分）。

また、その後も当社は、保有する自己新株予約権について、市場動向を勘案しつつ、消却又は新たな投資者への処分を検討してまいりましたが、投資者から本自己新株予約権取得の打診があったことから、本新株予約権のうち 500 個（10,000 株）を処分することといたしました（今回の本新株予約権の処分）。

なお、本新株予約権の取得及び前回の本新株予約権の処分の状況については、以下のとおりです。

＜本新株予約権の取得＞

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権
取得する新株予約権の数 (株数)	取得日に残存する未行使の新株予約権の全部の個数 (同日現在において 2,079 個 (41,580 株))
取得価額	新株予約権 1 個当たり 2,319 円
取得価額総額	取得日に残存する未行使の新株予約権の全部の個数に 上記取得価額を乗じた金額 4,821,201 円
取得日	平成 22 年 1 月 7 日

本新株予約権の取得日までに割当先より以下の通り権利の行使がありました。

割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
行使された日	平成 22 年 1 月 5 日
行使された新株予約権	2 個
行使された割当株式数の 総数	40 株
1 株当たり払込金額	24,030 円
合計払込金額	961,200 円

＜前回の本新株予約権の処分＞

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権
処分期日	平成 22 年 5 月 27 日
資金調達額	282,341,456 円 (差引手取概算額)
処分価額	総額 1,447,056 円 (新株予約権 1 個当たり 2,319 円)
行使価額	24,030 円
処分先	ドリーム 3 号投資事業有限責任組合
処分した新株予約権の 総数 (株数)	624 個 (12,480 株)
当該処分による潜在株式の 数	12,480 株

前回の本新株予約権の処分においては、以下の通り処分した本新株予約権全ての権利の行使がありました。

処分先	ドリーム 3 号投資事業有限責任組合
行使された日	平成 22 年 7 月 29 日～平成 23 年 5 月 25 日
行使された新株予約権	624 個
行使された割当株式数の 総数	12,480 株
1 株当たり払込金額	24,030 円
合計払込金額	299,894,400 円

なお、第 6 回新株予約権については、割当日より行使を請求する日までのいずれかの四半期決算において営業黒字を計上して初めて、行使できるものとする旨の条件を定めてお

り、平成 21 年 12 月 4 日時点ではまだこの条件が満たされていなかったため、権利の行使はありませんでしたが、四半期決算における営業黒字化達成後の適時の資金確保に資するものであること、また、当社の筆頭株主かつ代表取締役社長である木地英雄氏を割当先としており、木地英雄氏が安定株主として中長期的に保有する方針であることを考慮し、取得いたしませんでした。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、中長期事業戦略実現のための資金調達について、間接金融、直接金融の両面から検討し、取組んでおります。

間接金融については、取引先金融機関に対して、今後の事業展開の理解を得るとともに、利益計画等の内容の進捗状況を説明し、全取引銀行との間で借入金の返済期限を延長する条件変更契約若しくは借換えの手続きを進めているものの、当社グループの計画するソーラーファーム事業の実証実験以降の他地域への展開については、十分な資金は確保できておりません。また、金融機関からの借入のみを事業資金とする場合、金利や手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されます。

直接金融については、当社グループの中長期事業戦略をご理解いただき、かつ第三者割当増資の割当先となりうる事業会社に接触する等、様々な方法で調達の可能性を探ってまいりました。第三者割当増資については、割当時点で資金が払い込まれることから、直接金融による資金調達方法としては、望ましい方法であると考えられます。しかしながら、接触した事業会社については当社グループの中長期事業戦略についてはご理解いただいたものの、その実現のための役員受入にかかわる見解の相違などを解消できなかったことなどから、出資の合意を得るまでには至りませんでした。

当社が自己新株予約権として保有している第 5 回新株予約権（本新株予約権）については、行使期間は平成 23 年 11 月 5 日までではありますが、直近の当社株価は行使価額を上回って推移しており、適切な相手先に適切な処分価額で処分することができれば、資金調達手段としては有効であると考えられます。当社は、本新株予約権の処分について、複数の処分先候補と接触を重ね、検討を進めてまいりました。その中で、今回、マッコーリー銀行については、当社グループの事業内容や戦略をご理解いただき、かつ行使の蓋然性が高いと考えられること、また最も有利な処分条件をご提示いただいたことから、同社を処分先とする本新株予約権 500 個（10,000 株）の処分を現時点において最も望ましい資金調達方法であると判断いたしました。

なお、今回の処分後において、残存する自己新株予約権は 955 個（19,100 株）となります。

<本新株予約権の当初発行時より当社が付している主な条件について>

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株主価値の急激な希薄化を抑制する仕組みとなっております。その他、当社が本新株予約権の当初発行時より付している主な条件としては、以下のものがあります。

① 行使価額及び目的株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮と

いった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び目的株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

発行当初から行使価額は24,030円で固定されており、将来的な株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、今回処分する本新株予約権の目的株式数も10,000株で固定されており、将来的な株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び目的株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 譲渡制限

当社は本新株予約権の当初発行時において譲渡制限を付しております。当社取締役会の承諾がない限り、本新株予約権が処分先から第三者へ譲渡されることはありません。また、当社取締役会の承諾を得て、処分先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には売買契約上の処分先の地位が、譲受人にも承継されます。

③ 取得条項（コール・オプション）

当社は、本新株予約権の当初発行時において、取得条項（コール・オプション）を付しております。これは、以下に記載のメリットとデメリットとを総合的に評価した上で、当社として判断したものであります。この取得条項によって、当社は、20取引日前までの事前通知により、本新株予約権1個につき1個当たりの当初発行価額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

かかる取得条項があることのメリットとしては、次の点が挙げられます。

- i) 当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、若しくはより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、取得条項に従い残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の処分後も資本政策の柔軟性を確保することができます。
- ii) 当社が取得条項に従い残存する本新株予約権を取得する可能性があるため、処分先においては、権利の行使をすることで得られる利益を逸失することがないよう、本新株予約権の買取後に速やかな権利行使を行うことが期待されます。

一方、当社にとってかかる取得条項があることによるデメリットとして、取得条項があることにより、本新株予約権の評価額が低くなるため、本新株予約権の処分により得られる金額が下がることが挙げられます。

当社は、今回の本新株予約権の処分に当たって、処分先との交渉を踏まえ、取得条項を付すことがメリットが大きいと判断いたしました。

<取得条項に関する当社の方針について>

今回の本新株予約権の処分における当社の取得条項に関する方針は以下の通りであります。すなわち、当社は、今回の本新株予約権の処分において、本新株予約権が買い取られ権利が行使されることにより処分価額及び行使価額が払い込まれ、当社の今後の事業展開に必要な資金を獲得することを目指しております。

しかしながら、当社株価が一定程度上昇した場合など、当社においてより有利な他の資

金調達手法の確保の可能性が高まった場合には、取得条項の発動を検討いたします。また、当社株価が上昇しても処分先において権利行使がされないなどの事態が生じたときには、こうした事態を解決するため取得条項を発動することもあり得ます。

なお、当社は、本新株予約権が当社株式への潜在的な売り圧力になるおそれがあるという理由での取得は行いません。

なお、今回の本新株予約権の処分においては、1個当たり80,000円で処分した本新株予約権について、取得条項によって当初発行価額である1個当たり2,319円で取得できるため、本新株予約権の処分後ただちに取得条項を発動すれば、本新株予約権の処分の際に処分価額として払い込まれた資金は当社において確保しつつも、それ以上の新株式の発行による希薄化を避けられるのではないかと、との疑問点があります。しかしながら当社は、今回の本新株予約権の処分において、処分先によって本新株予約権が買い取られ権利が行使されることにより処分価額及び行使価額の全てが払い込まれ、当社の今後の事業展開に必要な資金を獲得することを目指しております。当社が本新株予約権を取得することは、当社が今後の事業展開に必要な資金を獲得するとの目的に沿わないものであります。

また、取得条項においては、本新株予約権の取得については20取引日前までに事前通知しなければならないこととされているため、仮に当社がこのような理由で取得条項を発動しても、処分先においては当社が本新株予約権を取得することによって処分先が被る損失を回避するため、権利行使を促進し、20取引日後においては未行使の本新株予約権が存在しないこととなる可能性が考えられます。

よって、当社は、これらの事情も踏まえ、本新株予約権の処分後ただちに取得条項を発動することについては予定しておりません。

<処分先との売買契約に定める特約条項>

当社は、処分先との売買契約において、別途特約条項を定めております。その主な内容は、以下のとおりです。

① 行使に関する特約条項

- i) 処分先は、当社の請求により、買い受けた本新株予約権を各譲渡日から20連続取引日（「行使義務期間」）以内に行使します。
- ii) i)にかかわらず、処分先が本新株予約権を行使することにより、処分先並びに処分先の親会社及びその関連会社が保有する発行会社の株式にかかる議決権が、発行会社の総議決権の5%を超える場合には、処分先は、当該本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務を負わないものとし、この場合、処分先は、処分先並びに処分先の親会社及びその関連会社が保有する発行会社の株式にかかる議決権が発行会社の総議決権の5%を超えない限度で可及的速やかに本新株予約権を行使します（この条件は、処分先が銀行であることによる法令上の制約から設定されております）。

また、処分先が本新株予約権を行使することにより、処分先又は処分先の親会社若しくはその関連会社が、国内外の法令等に違反する場合には、処分先は、当該本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務を負わないものとし、この場合、処分先は、処分先又は処分先の親会社若しくはその関連会社が国内外の法令等に違反しない限度で可及的速やかに本新株予約権を行使します。

- iii) i)にかかわらず、各譲渡日にかかる行使義務期間中のいずれかの日においてマザーズ市場における発行会社の普通株式の安値が 29,000 円以下となった場合、当該取引日以降、処分先は、当該本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務を負わず、任意の時期に行使できます。

② 行使期間中における制限

今回のマッコーリー銀行との売買契約書において、当社が、本新株予約権の行使期間中に、i)株式、新株予約権（但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く。）若しくは新株予約権付社債を発行しようとする場合、ii)自己株式若しくは自己新株予約権をマッコーリー銀行以外の者に処分若しくは譲渡しようとする場合には、事前に同社の書面による承諾を得るものとしております。

なお、当社が発行した第6回新株予約権については、平成23年5月期第4四半期において当社の連結営業損益が黒字化したことにより、現時点では行使条件が達成されており、平成24年11月5日までの権利行使が可能となっております。

しかしながら、第6回新株予約権の引受先である当社代表取締役木地英雄氏（「甲」）と第5回新株予約権（本新株予約権）の処分先であるマッコーリー銀行（「乙」）との間で、平成23年11月5日又は乙が本新株予約権の行使をすべて終了するまでのいずれか早い日までの期間、甲が事前に乙から書面による承諾を得た場合を除き、自己の名義又は計算で所有する当社が発行する株式又は新株予約権等（「本株式等」）につき、譲渡、担保設定その他の処分を行わず、また、自己の名義又は計算において、本株式等にかかる貸借取引その他同等の効果を生じさせるおそれのある取引を行わないこととする旨の覚書が締結されております。

よって、第6回新株予約権については、現時点では行使条件が満たされてはいるものの、権利行使によって取得された株式については譲渡、担保設定その他の処分が行えないなど、権利行使に伴い新株予約権者として選択可能な行動が制約されることから、引受先である当社代表取締役木地英雄氏からは、平成23年11月5日までの間は権利行使を行わない旨の意向が表明されており、当社にとっても資金使途の優先順位から第5回新株予約権（本新株予約権）の行使を第6回新株予約権の行使に優先させることが望ましいことから、当社は、平成23年11月5日までの間は第6回新株予約権の権利行使を行わない旨の当社代表取締役木地英雄氏の意向を受け容れております。

なお、平成23年11月5日までの間は、第6回新株予約権の権利行使が行われないため、平成22年5月27日に「資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示した第6回新株予約権にかかわる「調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」（資金使途）を以下の通り変更いたします。

<第6回新株予約権にかかわる資金使途の変更>

	変更後(注) 1		変更前	
具体的な使途	金額 百万円	支出予定時期	金額 百万円	支出予定時期
I A関係： 光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	148	平成23年11月 ～平成24年11月	148	平成22年6月 ～平成24年11月
I A関係： 新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費・諸経費	49	平成23年11月 ～平成24年11月	49	平成22年6月 ～平成24年11月
合 計	197		197	

(注) 1. 変更箇所は、____で示しております。

(3) 内在するリスク

①本新株予約権が処分されないリスク

今回の本新株予約権の処分は、処分の回数が複数回に分かれております。

第1回の処分においては取締役会における処分決議日に20個が処分され、処分先は当社の請求により、原則として20連続取引日(「行使義務期間」)以内に行使する義務を負いますが、例外条件として、処分先が権利行使することにより処分先並びに処分先の親会社及びその関連会社が保有する当社株式にかかる議決権が当社の総議決権の5%を超える場合、又は、行使義務期間中のいずれかの日において当社株式の安値が29,000円以下となった場合には、処分先は当該本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務はありません。

第2回以降の処分については、第1回で処分されたものも含め、先行する回で処分された本新株予約権の最後の行使日から10取引日以内となります。よって、第1回の処分が行われた後に上述の例外条件が発生し、処分先が本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務を負わなくなった場合には、第1回で処分された本新株予約権の全ての行使が終了する時期が遅れ、第2回以降の処分が行われなくなるリスクがあります。

また、第2回以降の処分について、複数回に分割して処分先が買い取る場合には、各回の買取が10個以上であるため、買取回数が多くなるとともに、各回における買取期日と買い取る新株予約権数によっては、本新株予約権の行使期間が終了する平成23年11月5日までに買取数の累計が480個に達しない可能性があります。

なお、第2回以降の各回の処分の日以前の10取引日のいずれかの日において、当社株式の安値が29,000円を下回った場合又は1日当たりの売買代金が3,500万円を下回った場合には、処分先の買取義務は停止します。停止した義務は、停止日以後の10取引日連続して、当社株式の安値がすべて29,000円以上であり、かつ、当社株式の1日当たりの売買代金がすべて3,500万円以上であることを条件に復活するものとし、この

場合、買取義務が復活した日から 10 取引日後の日までを買取期間とします。

よって、第 1 回の処分が行われた後に当社株式の株価又は売買代金が低い水準で推移した場合には、第 2 回以降の処分における処分先の買取義務が停止し、かつ、停止した買取義務が復活しないことにより、本新株予約権が処分されないリスクがあります。

②本新株予約権が行使されないリスク

処分先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢ではありますが、処分先の資金調達が何らかの要因で行われなかった場合、また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権が行使されないリスクがあります。

以上の①又は②の通り、本新株予約権が処分されず、又は本新株予約権が行使されないため、資金調達ができず、当社グループが中長期事業戦略実現のために行うソーラーファーム事業の実証実験以降の他地域への展開がなされなかった場合、当社の当連結会計年度以降の収益計画に影響する可能性があります。当社は、新たな借入先からの借入を行うなど資金調達策を変更し、また施策実施順序の組替や事業計画の見直しを行うなど、中長期事業戦略実現のための施策の変更を行うことといたします。

③株式価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は 10,000 株となります。これは、本日現在の発行済株式数 76,361 株に対し 13.10%に相当し、1 株当たりの株式価値の希薄化が起こります。

当該資金調達に伴い、既存株式について希薄化が生じますが、当該資金調達に伴い、後述する新規事業の事業化を促進させることで競争優位性を獲得し、売上高の増加をとおして将来の企業価値の向上に努めてまいります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

項目	第1回の処分	第2回以降の処分	合計
新株予約権処分による調達額	1,600,000 円	38,400,000 円	40,000,000 円
新株予約権の行使による調達額	9,612,000 円	230,688,000 円	240,300,000 円
処分諸費用の概算額	5,000,000 円	12,000,000 円	17,000,000 円
差引手取概算額	6,212,000 円	257,088,000 円	263,300,000 円

(注) 1. 本新株予約権の処分諸費用の概算額内訳

仲介手数料 10 百万円（本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた後、仲介先である株式会社船井財産コンサルティングに支払う報酬金額であります。）、価格算定費用 1 百万円（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）、登録免許税 1 百万円、弁護士費用 2 百万円、文書作成委託費 1 百万円、信託銀行への代行手数料 1 百万円、契約書印紙代その他 1 百万円

2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額が減少いたします。

3. 処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

当社グループは、次のとおり調達資金を活用することを予定しております。

具体的な使途	金額(注)1.	支出予定時期
おひさま農場関係： ソーラーファーム事業を実証実験サイト以外の他地域へ展開するために必要な運転資金及び設備投資資金 (内訳) ① 設備投資資金 ② 用地確保から余剰電力買取開始までの運転資金	248 百万円 15 百万円	平成 23 年 10 月～平成 24 年 5 月 平成 23 年 9 月～平成 24 年 2 月
合 計	263 百万円	

(注) 1. 調達資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定です。

2. 資金の調達時期及び中長期事業戦略上の優先順位等を考慮し、第5回新株予約権発行時の使途及び支出時期を見直しております。

3. プロジェクトの採算性を改善するため、具体的な使途の内訳の中で支出金額を変更す

ることがあります。

おひさま農場関係：ソーラーファーム事業を実証実験サイト以外の他地域へ展開するために必要な運転資金及び設備投資資金

当社グループは、平成 23 年 4 月にソーラーファーム事業の開始を決定し、そのための子会社として、平成 23 年 6 月 9 日付けで「おひさま農場株式会社」を設立いたしました。

ソーラーファーム事業の展開に当たっては、実証実験を行った上で、他地域への展開を進めていくことを予定しております。

この際、実証実験に必要な資金は自己資金から充当することといたします。一方、実証実験サイト以外の他地域への展開を進めるに当たっては、そのための運転資金及び設備投資資金が必要であります。今回調達予定の資金は、ソーラーファーム事業を実証実験サイト以外の他地域へ展開するための運転資金及び設備投資資金として充当いたします。

ソーラーファーム事業の他地域への展開については、平成 24 年 5 月末までに新たに複数の発電サイトを開設することによって追加の発電能力を 500 k W 拡大し、実証実験サイトの発電能力 100 k W と併せ、合計の発電能力 600 k W の体制構築を目標といたします。発電能力 600 k W の体制構築後の余剰電力買取による年間収入規模（売上高）は約 24 百万円を見込んでおります。プロジェクトの採算性に関しては、太陽光発電設備の運転期間を 25 年間と想定し、内部収益率 10% 以上の達成を目標としております。なお、発電能力 600 k W の体制構築を目標としておりますが、設備調達価格の低減が進捗した場合には、目標として掲げた発電能力の規模を拡大いたします。

具体的な使途の内訳については以下の通りです。

① 設備投資資金

平成 23 年 10 月から平成 24 年 5 月までに 248 百万円の支出を予定しております。

一般社団法人太陽光発電協会の調べでは、太陽光発電設備の平均システム価格は、平成 22 年度の新築住宅用実績で 1 k W 当たり 496 千円となっております。これを基準に今回新たに開設を予定するサイト（追加の発電能力 500 k W）で必要な設備投資資金を計算し、248 百万円を見込んでおります。

なお、当社グループでは、太陽光発電設備を、性能及び品質を維持したまま、基準とした平均システム価格である 1 k W 当たり 496 千円より安値で調達することにより、プロジェクトの採算性を改善することを目指してまいります。これによって当初想定した支出金額の減少が見込まれる場合には、目標として掲げた発電能力の規模を拡大いたします。

② 用地確保から発電開始までの運転資金

平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月までに 15 百万円の支出を予定しております。

当社グループでは、用地を確保し、太陽光発電設備を設置した上で、電力会社と電力需給契約を締結し、余剰電力買取制度に基づく電力買取収入を獲得することによって、投資資金を回収していくことを予定しております。よって、用地の確保から電力買取収入の獲得までの期間は、用地賃借料や損害保険料、用地管理人への人件費の支払いなどが先行するため、運転資金が必要となります。これについては、平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月までの 6 ヶ月間を想定し、必要運転資金を 15 百万円と見込んでおります。

なお、行使払込が予定通り行われなときは、自己資金からの充当や他の資金調達策を検討し、必要な資金の確保に努めるとともに、ソーラーファーム事業の他地域への展開スケジュールを見直すことといたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、「2. 処分の目的及び理由 (1) 本新株予約権の処分の目的及び理由」に記載したとおり、適時の資金調達が中長期事業戦略の実現のためには必要不可欠なものであり、当社グループの収益改善に繋がるものであります。

したがって、当社グループの企業価値の向上及び既存株主様の持分価値の向上に繋がるものと認識しており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

< 第三者評価機関における算定及びその前提条件 >

当社は、本新株予約権の発行要項及び売買契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の公正価値の評価を第三者評価機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、所在地：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）に依頼しました。

当社は、本新株予約権の当初発行時（平成 21 年 11 月 6 日）及び本新株予約権の前回の処分時（平成 22 年 5 月 27 日）においても、発行価額若しくは処分価額の算定に当たっては、公正価値の評価を第三者評価機関に依頼しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準とする当社の株価、当社株式の流動性、株価変動性（ボラティリティ）及び配当率、新株予約権の行使期間、当社に付された取得条項（コール・オプション）及び処分先との行使に関する特約、処分先の権利行使行動及び株式保有動向等について、当社及び処分先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

基準とする当社の株価に関しては、処分決議日前日（平成 23 年 9 月 8 日）の終値（30,850 円）を前提としております。一般に、基準とする株価が高いほど、新株予約権の評価額は高くなります。本新株予約権の当初発行日（平成 21 年 11 月 6 日）から処分決議日前日までの当社株式の終値の平均値（24,643 円）を踏まえると、基準とした株価は高い水準となっております。

当社株式の流動性に関しては、過去 3 ヶ月における一日当たりの平均売買高（4,227 株）を前提としております。一般に株式の流動性が高いほど、処分先における当社株式の売却が容易になるため、新株予約権の評価額は高くなります。本新株予約権の当初発行日から処分決議日前日までの平均売買高（1,882 株）を踏まえると、前提とした流動性は高い水準となっております。

当社株式の株価変動性に関しては、行使期間が 2 ヶ月以内であることを踏まえ、過去 2 ヶ月の当社株価の変動性（49.31%）を前提としております。一般に株価変動性が高いほど、新株予約権の評価額は高くなります。本新株予約権の当初発行日から処分決議日前日までの株価変動性（92.22%）を踏まえると、前提とした株価変動性は低い水準となっております。

新株予約権の価格算定においては、基準とする株価、株式の流動性及び株価変動性は、その算定結果を左右する大きな要素となっております。今回の算定において前提とした基

準とする株価、当社株式の流動性及び株価変動性については、本新株予約権の当初発行日から処分決議日前日までのそれぞれの項目の平均値と比べると、株価変動性については低くなっているものの、基準とする株価と当社株式の流動性とはいずれも高い水準となっており、当社にとって本新株予約権をその行使期間のうちに有利な条件で処分するとの目的からは、相当程度その目的に沿った算定結果が期待できる水準であると考えられます。

新株予約権の行使期間については、第1回の処分にかかるものについては平成23年9月9日から平成23年11月5日まで、第2回以降の処分にかかるものについては先行する回の処分により買い取られた本新株予約権の最終行使日から10取引日以内の日から平成23年11月5日までとの前提を置いております。一般に、行使期間が短いほど、新株予約権の評価額は低くなります。今回の算定において前提とした行使期間については、第1回の処分にかかるものについて2ヶ月程度、第2回以降の処分にかかるものについては2ヶ月より短い期間であり、短期間となっておりますが、本新株予約権の行使期間は平成23年11月5日までで確定していることから、この前提は妥当であると判断しております。

当社株式の配当率は、平成22年5月期の配当実績に基づき、無しとしております。一般に配当率が低いほど、新株予約権の評価額は低くなります。当社株式の配当に関しては、平成20年5月期以降平成23年5月期まで4期連続して無配が継続していることから、この前提は妥当であると判断しております。

当社は、基本的には処分先による権利行使を待つものとしませんが、当社株価の終値が処分決議日前日の終値の180%以上(55,530円以上)で推移した場合には取得条項を発動するとの計算上の前提を置いております。この前提について、本新株予約権の当初発行時においては発行決議日前日の終値(26,700円)の140%以上(37,380円以上)、前回の処分時においては処分決議日前日の終値(19,000円)の180%以上(34,200円以上)としておりますが、今回の処分時においては比率については前回の処分時と同じ180%以上、株価水準については当初発行時及び前回の処分時を上回る水準に設定しており、当社が基本的には処分先による権利行使を待つものとしていることを踏まえ、合理的な水準であると判断しております。取得条項を発動する場合、20取引日前までに事前通知することとされており、その期間を経過してもなお処分先が未行使のまま本新株予約権を保有している場合には、当社はその残存する本新株予約権を取得することとなります。

取得条項があることは、処分先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。処分決議日前日の終値ベースで概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1株当たりの価値が4,600円から4,700円程度高く評価されております。

しかしながら、当社株価が一定程度上昇するときには、当社がより有利な他の資金調達手法を確保する可能性が高まると考えられること、また、当初発行時及び前回の処分時においても前提としていることなどから、今回の価格算定においてもこの前提を置くことは合理的であると判断しております。取得条項があることにより、本新株予約権の価値は、取得条項がない場合と比べ低く評価されますが、取得条項があることによるメリット(<本新株予約権の当初発行時より当社が付している主な条件について>の③取得条項(コー

ル・オプション)に記載しております。)を考慮すると、メリットがデメリットを上回ると考えております。

処分先は、株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使するものと想定しております。処分先の売却行動に関しては、当社普通株式の流動性を鑑み、過去3ヶ月における一日当たりの平均売買出来高(4,227株)に対しその約5%(211株)を上限として日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、直近2年間の平均売買出来高(1,747株)と比較して流動性は増加するという前提を採用しており不合理ではないと判断しております。

なお、将来の株価の推移によっては、本新株予約権の行使期間が平成23年11月5日まで残り2ヶ月となっていることもあり、全ての行使が終了しない可能性もあります。その場合、処分先が保有する本新株予約権は無価値なものとなるため、処分先においては損失が発生します。

以上の前提を基に算定された結果として、第三者評価機関より、本新株予約権1個当たりの公正価値は第1回の処分にかかるものについては76,895.80円(1株当たり3,844.74円)、第2回以降の処分にかかるものについては74,607.60円(1株当たり3,730.33円)との算定結果を得ております。第2回以降の処分にかかるものについては、第1回の処分にかかるものよりも行使期間が短いことを主たる理由として、公正価値が低く算定されております。

<処分価額の決定及びその手続>

当社は、第三者評価機関の算定結果を参考に、処分先との交渉を行った結果、1個当たりの処分価額を80,000円(1株当たり4,000円)といたしました。平成22年1月7日に当社が取得し、自己新株予約権として保有した際の1個当たりの取得価額2,319円(1株当たり115.95円)を上回る価額となっております。

新株予約権の処分については、新株予約権の発行時とは異なり、会社法第238条の規定の適用はなく、本新株予約権の処分についても、会社法第238条第3項に規定する募集新株予約権の有利発行には該当しませんが、当社は、新株予約権の発行時の手続に準じて、処分価額の決定を行っております。

<処分先におけるリスク>

当社は、本新株予約権の処分価額が処分先にとって特に有利な金額には該当しないと判断するに当たって、処分先における以下のリスクを考慮しております。

処分先には、本新株予約権を買い取り、権利行使するに当たっての資金負担があり、また、権利行使によって当社株式を取得し、売却するに当たっての投資リスクがあります。このようなリスクについては、今回の第三者評価機関における評価においてもある程度織り込まれた上で評価が行われておりますが、そこに織り込まれていない処分先のリスクとして、当社は以下のものがあると考えております。

① 処分先は、本新株予約権の発行要項及び売買契約に定められた諸条件に従って、本新株予約権を買い取り、権利行使しなければなりません。買い取りと権利行使に当たって総額で280百万円までの資金を調達する必要があります。このような資金負担に伴うリスクは、今回の第三者評価機関における評価においては評価の範囲外となっております。

② 当社グループは、前連結会計年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、前連結会計年度末時点においては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（継続企業の前提に関する重要事象等）が存在しております。これについては、処分先が当社から本新株予約権を買い取るに当たっての投資リスクの一つを構成すると考えられます。しかしながら、今回の第三者評価機関における評価においては、一般的な価格算定モデルに基づいておりますが、このような個別企業に投資するに当たっての特殊なリスクは考慮されておられません。

③ 今回の第三者評価機関における評価は、一般的な価格算定モデルに基づいておりますが、これは確率論的な評価を前提としており、取引件数が多く、取引期間が長い場合には、実際の結果が確率論的な評価に収束することが期待されるものです。しかしながら、本新株予約権の処分においては、行使期間が残り2ヶ月となっており、取引件数が限られてくるため、実際の結果が当社株価の大幅な下落など処分先にとって好ましくない結果となった場合でも、残りの行使期間が短いため、その推移が確率論的な評価に収束しないまま行使期間が終了する可能性があります。これによって処分先が負う可能性のある損失は処分先のリスクとなります。

④ 今回の第三者評価機関における評価においては、処分先は権利行使後ただちに売却が可能になるものと仮定しておりますが、実際の事務手続きにおいては、権利行使後名義書換機関での手続きが行われ処分先において売却が可能となるまで数日を要します。この数日の間の価格変動リスクは処分先が負担することとなります。

⑤ 今回の第三者評価機関における評価においては、当社株式の流動性に関して、過去3ヶ月における一日当たりの平均売買出来高4,227株を前提に算定を行っておりますが、当社株式の売買出来高は平成23年5月25日の売買出来高31,344株をピークに下落傾向が続いており、足元の売買出来高は処分決議日前日（平成23年9月8日）の売買出来高が910株となるなど、4,227株を大きく下回って推移しております。この下落傾向が続く場合には、処分先は、今回の第三者評価機関における評価で想定したような本新株予約権の権利行使や当社株式の売却が行えなくなるリスクがあります。

<処分価額の妥当性に関する判断>

以上を踏まえ、当社は、本新株予約権の処分価額については、法令・定款に違反せず、本新株予約権の発行要項及び売買契約に定められた諸条件を踏まえており、第三者評価機関における評価結果から見ても、また、処分先におけるリスクを考慮しても、処分先に特に有利な金額には該当せず、合理的かつ適切な価額であると判断しております。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成21年10月20日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値26,700円を基に、0.9を乗じて1株24,030円に決定されており、固定されております。なお、処分決議日前日の終値（30,850円）と比較して77.89%となっております。

当社は、当該処分価額が合理的かつ適切な価額であるとの取締役会の判断が法令・定款に違反しないとの弁護士意見書を入手しております。

当社全監査役3名より、処分価額が法令・定款に違反せず、本新株予約権の発行要項及び売買契約に定められた諸条件を踏まえており、第三者評価機関における評価結果から見ても、また、処分先におけるリスクを考慮しても、処分先に特に有利な金額には該当せず、合理的かつ適切な価額であるとの取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 10,000 株であり、平成 23 年 9 月 9 日現在の当社発行済株式総数 76,361 株に対し 13.10% (平成 23 年 9 月 9 日現在の当社議決権個数 72,605 個に対しては 13.77%) に相当し、これによって 1 株当たりの株式価値が希薄化したとします。しかしながら、今回のファイナンスは、「2. 処分の目的及び理由 (1) 本新株予約権の処分の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループが中長期事業戦略実現のために行うソーラーファーム事業の実証実験以降の他地域への展開のために必要な資金を調達することを目的としており、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。

現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保し、かつ今後も継続的安定的に収益を計上していく企業となるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えておりますが、現在当社グループは 4 期連続の最終赤字を計上し、そこからの収益回復傾向について、緩やかな回復傾向に留まっていること等から、新規事業資金の調達については、公募増資や、これ以上の間接金融による金融機関からの借入の実施は難しい状況にあります。

また、本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 24,030 円であり、1 株当たりの処分価額 4,000 円との合計で、資本金及び資本準備金に計上される 1 株当たりの金額 28,030 円は、平成 23 年 5 月期末時点の 1 株当たり純資産額 7,471.45 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額と処分価額との合計額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

当社グループの過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 21 年 5 月期△17,023.75 円、平成 22 年 5 月期△11,188.87 円、平成 23 年 5 月期△1,302.87 円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を収益性の高い項目に厳選して投下し、新規事業の早急な立ち上げと確立を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

前述の〈本新株予約権の当初発行時より付されている主な条件について〉に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での他の資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得することができます。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権の処分が、既存株主様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

① 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド Macquarie Bank Limited	
② 所在地	Level 2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	
③ 代表者の役職・氏名	Non-Executive Chairman H. K. McCann, CEO N. W. Moore	
④ 事業内容	商業銀行	
⑤ 資本金	624,962 百万円 (連結) (平成 23 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設立年月日	1985 年 2 月 28 日	
⑦ 発行済株式数	普通株式 485,069,369 株	
⑧ 決算期	3 月 31 日	
⑨ 従業員数	15,556 人 (マッコーリー・グループ) (平成 23 年 3 月 31 日現在)	
⑩ 主要取引先	個人及び法人	
⑪ 主要取引銀行	—	
⑫ 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%	
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	2009 年 3 月期	2010 年 3 月期	2011 年 3 月期
連結営業収益	42,756 百万円	65,319 百万円	94,886 百万円
連結税引後営業利益	44,945 百万円	59,747 百万円	71,530 百万円
包括利益	34,410 百万円	67,547 百万円	48,345 百万円
純資産	438,508 百万円	722,962 百万円	782,104 百万円
総資産	8,921,006 百万円	11,153,029 百万円	12,052,885 百万円
1 株当たり連結税引後利益	133.01 円	134.54 円	147.46 円
1 株当たり配当金	141.72 円	73.35 円	112.41 円
1 株当たり純資産	1,297.74 円	1,627.98 円	1,612.35 円

(注) 上記表の各円換算額については各決算日の A \$ レートの仲値で換算し記載しております。

(2) 処分先を選定した理由

当社は、今般の本新株予約権処分にあたり、行使の蓋然性が高く資金の調達が適時に行われること、当社の事業内容や事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、複数の処分先候補と接触を重ね、検討を進めてまいりました。その結果、資金的裏付けの確実性、当社の事業内容や事業戦略に関する理解の程度、提示された処分の条件などを考慮し、現時点では最も望ましい投資者であると判断し、処分先を選定させていただきました。

た。

処分先の所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁（APRA、Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。また、マッコーリー・グループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下に置いております。そして、マッコーリー・グループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、処分先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は本件の斡旋を行うマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者との面談によるヒアリング、APRAホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、処分先並びに処分先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、処分先が反社会的勢力と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

処分先について、権利行使がなされる蓋然性が高い割当先であると判断した理由は以下の通りであります。

当社は、＜処分先との売買契約に定める特約条項＞で記載した通り、処分先との新株予約権売買契約において、処分先は、当社の請求により、買い受けた本新株予約権を各取得日から20連続取引日以内（行使義務期間）に行使するものとする特約に合意しております。例外条件として、処分先が銀行であることによる法令上の制約から保有する当社普通株式にかかる議決権が総議決権の5%を超える場合には5%を超えない限度で可及的速やかに本新株予約権を行使するようにすることと、行使義務期間のいずれかの日において当社普通株式の安値が29,000円以下となった場合には当該取引日以降本新株予約権を行使義務期間中に行使する義務を負わず、任意の時期に行使できるものとする条件は付されてはおりますが、この特約を締結したことにより、今回の処分先においては、権利行使がされる蓋然性が高いと判断しております。

（３）処分先の保有方針

処分先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありません。処分先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

（４）処分先の払込に要する財産の存在について確認した内容

処分先からは、本新株予約権の処分価額と行使払込財産の価額との合計額に相当する資金は確保されている旨の報告を受けております。

当社は、処分先の直近の財務諸表等から、処分先が払込みに十分な資力を有すると判断いたしました。

（５）株式貸借に関する契約

当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義されます。）と処分先との間での株式貸借契約はありません。

(6) その他重要な契約等

当社が処分先との間で締結した処分に関する売買契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、処分先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

割当前（平成 23 年 5 月 31 日現在）		
株主名	持株数	持株比率
木地 英雄	5,056 株	6.62%
ドリーム 3 号投資事業有限責任組合	4,280 株	5.60%
日本証券金融株式会社	2,728 株	3.57%
栗村 昌昭	2,479 株	3.24%
皆川 智彦	1,019 株	1.33%
蓮見 正純	500 株	0.65%
株式会社横浜銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	500 株	0.65%
濱田 雅史	396 株	0.51%
有田 憲史	300 株	0.39%
株式会社総合開発	290 株	0.37%

- (注) 1. 上記大株主構成等は、平成 23 年 5 月 31 日現在の株主名簿を基に作成しております。
2. 今回処分される本新株予約権は、行使までは潜在株式として処分先にて保有されます。行使期間は平成 23 年 11 月 5 日までとなっております。今後処分先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
3. 本新株予約権の処分先による行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、処分後の株主名、持株数及び持株比率は表示しておりません。

8. 業績への影響の見通し

本新株予約権の処分が全て行われた場合には平成 24 年 5 月期において新株予約権売却益（特別利益）21 百万円が発生いたします。その内訳は、第 1 回の処分によるものが新株予約権売却損 3 百万円、第 2 回以降の処分によるものが新株予約権売却益 25 百万円となります。

しかしながら、第 2 回以降の処分に関する項目については、処分期日及び各回における処分新株予約権数など、現時点で具体的な内容が確定していないため、当社は、処分を行った場合、具体的な内容が確定した時点で、適宜お知らせいたします。

また、本新株予約権の処分によって調達する資金は、当社の新規事業の運転資金及び設備投資資金のために充当する予定としております。本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行すること等により業績予想の修正が必要になった場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは行っておりません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 21 年 5 月期	平成 22 年 5 月期	平成 23 年 5 月期
売上高（百万円）	702	503	627
営業利益（百万円）	△603	△362	△79
経常利益（百万円）	△652	△386	△100
当期純利益（百万円）	△1,028	△672	△79
1 株当たり当期純利益（円）	△17,023.75	△11,188.87	△1,302.87
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	16,514.17	5,349.38	7,471.45

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 9 月 9 日）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	76,361 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	10,000 株	13.10%

（3）最近の株価の状況

①過去 3 年間の状況

（単位；円）

	平成 21 年 5 月期	平成 22 年 5 月期	平成 23 年 5 月期
始値	32,250	32,750	20,050
高値	43,350	43,200	71,100
安値	9,980	17,800	7,500
終値	32,100	21,050	59,400

②最近 6 ヶ月の状況

（単位；円）

	平成 23 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値	12,900	12,900	46,100	61,000	43,700	40,300
高値	14,000	50,500	71,100	62,400	55,000	45,500
安値	7,500	10,390	38,050	38,600	38,200	27,210
終値	13,000	44,300	59,400	59,400	38,200	35,800

③処分決議日直前（平成 23 年 9 月 8 日）における株価（単位；円）

始値	32,000 円
高値	32,400 円
安値	30,500 円
終値	30,850 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

本新株予約権（第5回新株予約権、当初発行のもの）

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権		
発行期日	平成21年11月6日		
資金調達額	958,954,439円（差引手取概算額）		
発行価額	総額4,825,839円（新株予約権1個当たり2,319円）		
行使価額	24,030円		
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
発行した新株予約権の総数（株数）	2,081個（41,620株）		
当該募集による潜在株数	41,620株		
現時点における行使状況（株数）	626個（12,520株）		
発行時における 資金使途 及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	B I J 関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金	515百万円	平成21年11月～平成22年5月
	B I J 関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費	112百万円	平成21年11月～平成22年5月
	西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国でのOEM製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）	160百万円	平成21年11月～平成23年3月
	西安朝陽関係：中国における都市のLED街灯化プロジェクトへの参入に要する材料費・人件費・諸経費	140百万円	平成22年1月～平成23年11月
	I A 関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	31百万円	平成21年11月～平成23年11月
	合計	958百万円	
現時点における充当状況	現時点における充当は112百万円であります。		

- (注) 1. 当社は、平成22年1月7日に2,079個を割当先より取得したのち、平成22年5月27日に624個を処分し、現在、自己新株予約権として1,455個を保有しております。
2. 発行時における資金使途及び支出予定時期を、平成22年5月27日に変更し、開示しております。

自己新株予約権として保有していた本新株予約権（第5回新株予約権）のうち、平成22年5月27日に処分したもの

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第5回新株予約権		
処分期日	平成22年5月27日		
資金調達額	282,341,456円（差引手取概算額）		
処分価額	総額1,447,056円（新株予約権1個当たり2,319円）		
行使価額	24,030円		
処分先	ドリーム3号投資事業有限責任組合		
処分した新株予約権の総数（株数）	624個（12,480株）		
当該処分による潜在株式数	12,480株		
現時点における行使状況（株数）	624個（12,480株）		
処分時における 資金使途 及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	B I J 関係：太陽電池検査装置及び太陽光発電モジュールの仕入代金支払から売掛金回収までの運転資金	166百万円	平成22年6月～平成23年11月
	B I J 関係：販売チャネル及び保守サポート体制構築のため先行投下する人件費・諸経費	56百万円	平成22年6月～平成23年11月
	西安朝陽関係：現地法人への追加出資金（その一部を中国でのOEM製品の調達・品質管理・生産管理の体制構築及び中国市場販売チャネル構築のための人件費・諸経費として先行投下）	60百万円	平成22年6月～平成23年3月
	合計	282百万円	
現時点における充当状況	現時点における充当は112百万円であります。		

（注）1．平成22年1月7日に2,079個を当初割当先より取得したのち、平成22年5月27日に624個を処分したものであります。

第6回新株予約権

新株予約権の名称	株式会社インターアクション 第6回新株予約権		
発行期日	平成21年11月6日		
資金調達額	197,900,000円（差引手取概算額）		
発行価額	総額1,650,000円（新株予約権1個当たり4,400円）		
行使価額	26,700円		
割当先	木地英雄氏		
発行した新株予約権の総数（株数）	375個（7,500株）		
当該募集による潜在株式数	7,500株		
現時点における行使状況（株数）	0個（0株）		
発行時における 資金使途 及び支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	I A関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費	148百万円	平成21年11月～平成24年11月
	I A関係：新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費・諸経費	49百万円	平成21年11月～平成24年11月
	合計	197百万円	
現時点における充当状況	現時点における充当はありません。		

（注）1．発行時における資金使途及び支出予定時期を、平成22年5月27日及び平成23年9月9日にそれぞれ変更し、開示しております。

以上

ご参考)

平成21年10月21日開示：第三者割当による第5回及び第6回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

平成21年11月6日開示：第三者割当による第5回及び第6回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

平成21年12月4日開示：第5回新株予約権の取得に関するお知らせ

平成22年5月27日開示：自己新株予約権の処分に関するお知らせ

平成23年5月30日開示：新株予約権に関するお知らせ

**株式会社インターアクション第 5 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社インターアクション第 5 回新株予約権（以下本発行要項において「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,825,839 円
3. 申込期日 平成 21 年 11 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 平成 21 年 11 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 41,620 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 20 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 2,081 個

8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 金 2,319 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、24,030 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \frac{1}{1 \text{株当りの払込金額}}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所グループマザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 21 年 11 月 6 日から平成 23 年 11 月 5 日（但し、平成 23 年 11 月 5 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日後以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日から 2 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社インターアクション 経営管理部

21. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 金沢産業センター支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 2,319 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 21 年 10 月 20 日）のマザーズ市場における当社普通株式の終値 26,700 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

株式会社インターアクション第5回新株予約権
発行要項変更内容

本新株予約権の発行要項第18項第1号及び第3号並びに第21項を下記のとおり変更する。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他当社が別途新株予約権者に事前に通知する必要事項を書面（電子メールを含む。）に記載して、第 11 項に定める行使期間中に、第 20 項記載の行使請求受付場所に提出するか下記通知先に通知した上、第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

記

[当社の通知先] 日本国神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 1 番地
横浜金沢ハイテクセンター 1 4 F
株式会社インターアクション
経営管理部 経営管理課
Tel : 045 788 8373
Fax : 045 788 8371

「電子メール： _____」

(2) 略

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所又は本項第 1 号記載の通知先に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の 3 営業日後の日に発生する。

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店